

議案第87号

反訴の提起について議決を求める件

反訴の提起について、次のとおり議決を求める。

令和3年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

県は、鹿児島地方裁判所に対し、次のとおり反訴を提起するものとする。

1 当事者

原告

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田康一

被告

[REDACTED]

2 事件名

貸付金償還請求反訴事件

3 事件の内容

(1) 農業改良資金の貸付け

原告鹿児島県は、訴外 [REDACTED] (以下「主債務者」という。)に対し、平成元年10月17日に農業改良資金として、平成5年6月20日から毎年6月20日限り951,000円ずつ（第1回目のみ954,000円）7回に分割して償還する約定で、6,660,000円の貸付け（以下単に「貸付け」という。）を行い、また、訴外 [REDACTED] 及び訴外 [REDACTED] は、県との間で債務の履行をそれぞれ主債務者と連帶して保証する旨約した。

(2) 貸付金の償還状況及び反訴に至る経緯

主債務者は、第1回目の償還期日である平成5年6月20日から約定どおりの貸付金の償還を怠り、合計155,000円が償還されたのみであることから、県は、主債務者及び連帯保証人であった訴外 [REDACTED] の相続人である被告 [REDACTED]、被告 [REDACTED] 及び被告 [REDACTED] (以下「被告ら」という。)に対し、残額の償還を請求した。

しかし、主債務者及び被告らはこれに応じず、令和3年7月3日、被告らは県に対し、貸付けの連帯保証債務を負担していないことを確認する訴訟を提起したことから、話し合いにより貸付金の償還を求めるることは困難であると判断されたため、本案の反訴を提起しようとするものである。

4 反訴の提起により請求する内容

(1) 被告らは、主債務者と連帯して金6,505,000円及び次の表の左欄に掲げる額につき、それぞれ同表の右欄に掲げる日の翌日から支払済みまで、年12.25パーセントの割合で計算した違約金を支払うこと。

元 金	償 還 期 日
799,000円	平成5年6月20日
951,000円	平成6年6月20日
951,000円	平成7年6月20日
951,000円	平成8年6月20日
951,000円	平成9年6月20日
951,000円	平成10年6月20日
951,000円	平成11年6月20日

(2) 仮執行宣言付きの判決を得たいこと。

(3) 訴訟費用は、被告らの負担とすること。

5 反訴の提起に関する取扱い

訴訟において、上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

(提案理由)

鹿児島地方裁判所令和3年（ワ）第378号債務不存在確認請求事件が提起されたことに伴い、被告らに対して貸付金の償還等を請求するため、反訴を提起しようとするものである。